

参加無料

制度改正に伴う専門家派遣等事業

今準備しないと間に合わない！？今だからこそ！

働き方改革セミナー



2020年4月から、働き方改革関連法の時間外労働規制のルールが中小企業に対しても適用されています。また、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、「同一労働同一賃金」の規定が整備されました。（中小企業については、2021年4月1日適用）同一労働同一賃金はパート・契約社員などのいわゆる非正規従業員の対策だけに止まらず、正社員と定年後の継続雇用者の処遇差の是正、更には派遣労働者への影響など、すべての企業において対応が求められる重要な課題です。それに加え就業規則改定や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する政府の支援施策として、従業員の雇用維持策など、制度の詳細や活用方法等について専門家をご説明します。各企業の課題解決に向けてぜひご参加ください。

同一労働・同一賃金

パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、事業主が取り組むべきこととは。

就業規則改定

就業規則の作成又は変更の際の注意点。労務トラブルが起きる前にすべきこととは。

新型コロナ関連助成金制度

休ませた従業員に支払った賃金が100%国から給付される等雇用調整助成金とは。

講師

こんどう労務年金事務所
特定社会保険労務士

近藤義博 氏



プロフィール

元羽島商工会議所中小企業相談所長。郡上市商工会事務局長を経て、特定社会保険労務士として、こんどう労務年金事務所を開業。現在は、ぎふ働き方改革推進支援センター専門相談員でもあり、さまざまな労務問題解決に取り組んでいる。

日時 令和2年11月16日（月）

13:00~15:00

場所 羽島商工会議所

（羽島市竹鼻町2635番地）

対象 小規模事業者・中小企業者等

定員 15名

※下記申込書に必要事項をご記入の上ご持参いただくか、FAXまたはe-mailにてお申込ください。

主催 羽島商工会議所

TEL : 058-392-9664 FAX : 058-392-6708 E-mail : info@hashima-cci.or.jp

働き方改革セミナー（11/16） 参加申込書

羽島商工会議所 行 FAX 058-392-6708

申込日 2020年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名		従業員数	

■申込情報は、本事業活動の遂行のためにのみ利用させていただきます。

■新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクの着用をお願いいたします。また、体温が37.5℃以上ある方は受講をご遠慮いただく場合がございます。